

○中皮腫の診療にかかる移送費の取扱いについて（通知）

〔平成29年11月21日地基企第58号〕
〔各支部長あて企画課長〕

中皮腫の診療のための移送費の支給に当たっては、全国的に住居地等の近くに専門的な診療に当たることのできる医療機関の設置数が確保できていない実情に鑑みて、中皮腫に係る専門的医療機関等の分布状況を踏まえた通院の実態等を考慮し、適切な取扱いを実施する必要があることから、下記事項に留意の上、その適正な取扱いに遺漏のないようにお願いします。

記

- 1 中皮腫の診療にかかる移送費として療養補償を支給するに当たっては、当分の間、企画課長宛てに関係書類等を添えて照会を行い、照会の結果に基づき支給決定を行うこと。
- 2 1の照会は、平成29年12月1日以降に新たに支給決定を行う療養補償について行うものとし、照会の結果、支給対象と認められた同一事案にかかる同一区間の移送費については、以降の照会は不要であること。なお、平成29年12月1日前より支給を行っている事案にかかる同一区間の移送費については、照会を行う必要はないが、支部において改めて確認を要すると判断した場合等においては、この限りではないこと。

以 上

(照会様式例)

文 書 番 号

平 成 年 月 日

地方公務員災害補償基金

企 画 課 長 殿

地方公務員災害補償基金

〇〇県支部事務長

(公印省略)

中皮腫の診療にかかる移送費の取扱いについて (照会)

標記の件について、平成29年 月 日付け地基企第 号に基づき、下記の2のとおり支給決定してよいか照会します。

記

1 事案概要

- ① 被災職員氏名
- ② 所属・職名
- ③ 関係書類及び参考資料

【例】・療養補償請求書 (写)

- ・移送費の積算根拠資料 (乗り換え検索サイトの画面印刷等)
- ・転医の場合においては、転医届、医学上の必要性が分かる資料 (医師の紹介状又は意見書等) 及び以前の支給区間等が分かる資料等
- ・その他支給可否の判断において必要と思われる資料

2 支部の見解

【例】請求のあった移送費については、支給対象 (又は一部不支給、不支給) とすることが適当であると考え (一部不支給又は不支給が適当とする場合は、その理由も記載) 。

以 上